

厚生労働省発医薬●●第●号
令和 7 年 ● 月 ● 日

補助事業者 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金
の交付について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年●月●日（補助事業者選定日）から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、画期的な新薬の開発などの医療の変化に対応した業務を薬剤師が適切に実施するための研修に向けた取組として、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、免許取得後の薬剤師に対し、医療機関等における実地研修（以下「臨床研修」という。）の充実が求められていることから、薬剤師臨床研修ガイドラインを用いた臨床研修を実施するにあたって、臨床研修のための指導体制・指導薬剤師の育成等に係る調査検討を実施するとともに、卒後から生涯研修を通じたキャリア形成に係る調査検討を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和 7 年 3 月 12 日医薬発 0312 第 2 号厚生労働省医薬局長通知の別紙「令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱」に基づき、別に定める公募要領により採択された法人が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業の実施に必要な次に掲げる経費 諸謝金、印刷製本費、借料及び損料、会議費、旅費、人件費、管理費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、委託費

(補助金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、令和7年12月5日までに行うものとする。

(標準処理期間)

- 9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告書は、別紙様式2による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により、4，7，8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地
事業実施者名

令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金の（変更）
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請
する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙 1）
- 3 事業計画書（別紙 2）
- 4 添付書類
 - (1) 収入支出予算書抄本
 - (2) その他参考となる書類
- 5 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請額	金	円（A）
前回までの交付決定額	金	円（B）
差引今回変更増減額	金	円（A）－（B）

(別紙1)

経 費 所 要 額 調 書

(事業実施者名 _____)

(1) 所要額

(単位：円)

総 事 業 費	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額	差 引 額 (A－B)	対象経費の 支出予定額	交付基準額	選 定 額 D、Eのいずれか 少ない方の額	国庫補助 基 本 額 C、Fのいずれか 少ない方の額	国 庫 補 助 所 要 額	既交付決定額	今 回 増 減 額 (H － I)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※ I 欄及び J 欄については、交付要綱の 8 による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

(2) 所要額内訳

(単位：円)

区 分	支 出 予 定 額	支 出 内 訳
諸 謝 金	円	
印 刷 製 本 費		
借 料 及 び 損 料		
会 議 費		
旅 費		
人 件 費		
管 理 費		
消 耗 品 費		
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
委 託 費		
合 計		

(別紙2)

事業計画書

事業内容	実施方法	実施期間	その他

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地
事業実施者名

令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金
に係る実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発医薬第 号をもって交付決定を受けた標記に
ついて、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙 1）
- 3 事業実績報告書（別紙 2）
- 4 添付書類
 - (1) 収入支出決算書抄本（又は見込書抄本）
 - (2) その他参考となる書類

(別紙1)

経費精算額調書

(事業実施者名)

(1) 支出済額等

(単位：円)

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 (A－B)	対象経費の 支出済額	交付基準額	選定額 D、Eのいずれか 少ない方の額	国庫補助 基本額 C、Fのいずれか 少ない方の額	国庫補助 所要額	既交付 決定額	受入済額	差引 過不足額 (J－H)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 所要額内訳

(単位：円)

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
諸 謝 金	円	
印刷製本費		
借料及び損料		
会 議 費		
旅 費		
人 件 費		
管 理 費		
消 耗 品 費		
通信運搬費		
雑 役 務 費		
委 託 費		
合 計		

(別紙2)

事業実績報告書

事業実績	実施方法	実施期間	その他

別紙様式 3

番 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

所在地
事業実施者名

令和 7 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発医薬 第 号により交付決定があった令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金について、令和 7 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱 6（5）の規定に基づき、以下のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

3. 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。